

総行選第27号
総行管第121号
平成28年4月11日

各都道府県知事 殿
各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び
公職選挙法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

第190回国会において成立をみた国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）は、平成28年法律第24号及び平成28年政令第197号をもって、それぞれ本日公布されました。

今回の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の改正は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、共通投票所における投票及び期日前投票の投票時間の弾力的な設定を可能とし、投票所に入ることができる選挙人の同伴する子供の範囲を拡大する等の措置を講ずることを、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の改正は、改正法の施行に伴い、国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う地域及び割合を改めることを、それぞれ目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法及び改正令を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新基準法」という。）及び公職選挙法（以下「新公選法」という。）並びに改正令による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（以下「新

基準法施行令」という。)の運用に遺漏のないよう、また、新基準法及び新基準法施行令により算定される選挙執行経費の基準額は、通常の場合において国が負担する限度額となるものであるため、各選挙管理委員会においては、事務の合理化に努め、その範囲内の経費で選挙の管理執行を行うよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令等についても所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び同法施行令の一部改正

1 選挙等の執行状況を踏まえた規定の新設

- (1) 選挙人に対する投票所等までの交通手段の提供に係る加算規定が設けられたこと（新基準法第4条第16項及び第4条の3第7項関係）。
- (2) 期日前投票所における選挙人名簿のオンライン対照等の設備の整備に係る加算規定が設けられたこと（新基準法第4条の3第5項及び第6項関係）。

2 投票所経費等の基準額の改定

- (1) 最近における公務員給与の改定を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の積算基礎である超過勤務手当費が次のように改定されたこと（新基準法第4条から第7条まで、第9条、第13条及び第17条関係）。
 - (ア) 都道府県については、1, 850円75銭とされたこと。
 - (イ) 市区町村については、1, 731円83銭とされたこと。
- (2) 最近における物価の変動等を踏まえ、投票所経費及び開票所経費等の積算基礎である労務賃及び嘱託手当が、区、市及び町村ともに1日につき7, 256円とされたこと（新基準法第4条から7条まで、第9条、第13条及び第17条関係）。
- (3) 1並びに2(1)及び(2)における改定並びに地方公共団体における選挙の執行状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額が次のように改定されたこと。
 - (ア) 投票所経費について、平均0.1%引き上げられたほか、選挙人に対する投票所までの交通手段の提供に係る加算規定が設けられたこと（新基準法第4条関係）。
 - (イ) 期日前投票所経費について、選挙人名簿のオンライン対照等の設備の

整備及び選挙人に対する期日前投票所までの交通手段の提供に係る加算規定が設けられたこと（新基準法第4条の3関係）。

(ウ) 開票所経費について、開票事務に要する時間を見直すこと等により平均9.3%引き上げられたこと（新基準法第5条関係）。

(エ) 選挙会及び選挙分会経費について、平均0.2%引き上げられたこと（新基準法第6条関係）。

(オ) 選挙公報発行費について、衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙について平均4.4%引き上げられ、衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙について平均2.2%引き下げられたこと（新基準法第7条関係）。

(カ) 候補者氏名等掲示費について、1投票区につき基本額が平均5.9%引き上げられたこと（新基準法第8条関係）。

(キ) ポスター掲示場費について、1掲示場につき基本額が平均435円引き上げられたこと（新基準法第8条の2関係）。

(ク) 演説会施設公営費について、労務賃の改定等により平均2.9%引き上げられたこと（新基準法第9条関係）。

(ケ) 事務費のうち、都道府県については、労務賃の改定等により平均2.7%引き上げられ、市区町村については、1の期日前投票所に係る超過勤務手当について、期日前投票所経費に統合したこと等により、平均9.0%引き下げられたこと（新基準法第13条関係）。

3 公職選挙法の一部改正に伴う規定の新設等

第2の1及び2の改正に伴い、共通投票所経費が創設され、共通投票所における選挙人名簿のオンライン対照等の設備の整備に係る加算規定及び選挙人に対する共通投票所までの交通手段の提供に係る加算規定等が設けられるとともに、期日前投票所の投票時間の弾力的な設定に対応した加算規定が設けられたこと（新基準法第4条の2及び第4条の3第2項関係）。

4 都道府県の法定受託事務の追加

新基準法第4条の2第4項及び第5項並びに第4条の3第5項及び第6項において、選挙人名簿のオンライン対照等の設備の整備に係る加算について、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した委託費を加算するものとされたことから、都道府県の当該事務については、第1号法定受託事務とされたこと（新基準法第21条並びに改正法附則第4条及び第5条関係）。

5 地域加算を行う地域及び割合

- (1) 国会議員の選挙等に係る投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額の加算を行う地域及び割合について、次のように改定されたこと（新基準法第4条第2項、第4項、第6項及び第8項、第9項ただし書及び第10項ただし書（これらの規定を同法第5条第13項において準用する場合を含む。）、第5条第2項、第4項、第6項、第8項、第10項及び第12項、第6条第2項、第9条第2項並びに第13条第2項及び第3項ただし書並びに新基準法施行令第1条関係）。
- (ア) 一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域における地域加算を行う地域及び割合については、給与法第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に係る同条第2項に規定する割合とされたこと。
- (イ) 給与法第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域以外の地域における地域加算を行う地域及び割合が、国家公務員給与における地域手当の改定を踏まえて改められたこと。
- (2) 地域手当の支給地域及び支給割合について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号。以下「給与法一部改正法」という。）附則第10条の規定により、平成30年3月31日までの期間は経過措置がとられることを踏まえ、同期間は新基準法施行令においても同様の経過措置をとるものとされ、上記（ア）の地域については、給与法一部改正法附則第10条の規定により読み替えて適用される給与法第11条の3第2項に規定する割合を適用するものとされたこと（改正令附則第3項関係）。

第2 公職選挙法の一部改正

1 共通投票所制度の創設

- (1) 市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を設けることができるものとされたこと（新公選法第41条の2第1項関係）。
- (2) 市町村の選挙管理委員会は、共通投票所を設ける場合には、投票所において投票をした選挙人が共通投票所において投票をすること及び共通投票所において投票をした選挙人が投票所又は他の共通投票所において投票をするこ

とを防止するために必要な措置を講じなければならないものとされたこと（新公選法第41条の2第2項関係）。

(3) 共通投票所の投票管理者及び投票立会人は、選挙権を有する者の中から選任するものとされたこと（新公選法第41条の2第5項関係）。

(4) 共通投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じるものとするとともに、必要があると認めるときは、開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げることができるものとされたこと（新公選法第41条の2第6項関係）。

2 期日前投票の投票時間の弾力的な設定等

(1) 期日前投票所の開閉時間について、市町村の選挙管理委員会は、次に掲げる措置をとることができるものとされたこと（新公選法第48条の2第6項関係）。

(ア) 開く時刻を午前8時30分から2時間以内の範囲内において繰り上げること。

(イ) 閉じる時刻を午後8時から2時間以内の範囲内において繰り下げること。

(2) 市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が2以上である場合には、午前8時30分から午後8時までの間において、いずれか1以上の期日前投票所が開いていればよいものとされたこと（新公選法第48条の2第6項関係）。

(3) 市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合において、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとされたこと（新公選法第48条の2第7項関係）。

(4) 期日前投票所の開閉時間については、改正法の施行後における期日前投票の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて、期日前投票所を開く時刻の繰上げその他の必要な措置が講ぜられるものとされたこと（改正法附則第9条関係）。

3 投票所に入ることができる子供の範囲の拡大

選挙人の同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満18年未満の者をいう。以下同じ。）は投票所に入ることができるものとされたこと。ただし、投票管理者が、選挙人の同伴する子供が投票所に入ることにより生ずる混雑、けん騒その他これらに類する状況から、投票所の秩序を保持することができなくなるおそれがあると認め、その旨を選挙人に告知したときは、この限りでないものとさ

れたこと（新公選法第58条第2項関係）。

第3 施行期日等

- 1 改正法及び改正令は、公布の日から施行するものとされたこと。ただし、第1の3及び4（共通投票所経費に係る部分に限る。）並びに第2については公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号。以下「選挙権年齢引下げ法」という。）の施行の日（平成28年6月19日）から施行するものとされたこと（改正法附則第1条及び改正令附則第1項関係）。
- 2 第1の1、2及び4（期日前投票所経費に係る部分に限る。）による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律並びに新基準法施行令の規定（新基準法第13条の3の規定を除く。）は、公布の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票に適用するものとされたこと（改正法附則第2条第1項及び改正令附則第2項関係）。
- 3 新基準法第13条の3の規定は、公職選挙法第30条の3第1項に規定する申請の時の属する日が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用するものとされたこと（改正法附則第2条第2項関係）。
- 4 第1の3及び4（共通投票所経費に係る部分に限る。）による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定並びに新公選法の規定は、選挙権年齢引下げ法の施行の日の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日のうちいずれか早い日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用するものとされたこと（改正法附則第2条第3項関係）。
- 5 地方自治法に規定する直接請求について、同法第74条第1項に規定する選挙権を有する者は、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とされたこと。また、その代表者について、同法第27条第2項の規定により選挙人名簿に表示をされている者は、同条第1項の規定により選挙人名簿に表示をされている者と同様に取り扱うものとされたこと（改正法による改正後の地方自治法第74条第5項及び第6項関係）。
- 6 その他所要の規定の整備がされたこと。